

特 集

犯罪被害者支援の現状と課題 ― 法テラスの役割 ―

被害者や被害者関係者等の強い訴えにより、犯罪被害者等保護法、犯罪被害者等基本法が施行されるなど支援の制度化が進み、社会における犯罪被害、犯罪被害者支援への関心も高まり、法テラスでは設立以来、主要業務の一つとして犯罪被害者支援に取り組んでいます。また、ストーカーやドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待等の被害者に対しても法テラスは支援の働きを期待されています。

本特集では、日本におけるこれまでの犯罪被害者支援のあゆみと法テラスの取組みを顧みるとともに、日本における犯罪被害者支援に携わる各分野のみなさまにお集まりいただき、この間、取り組んでこられた支援の現状と課題、法テラスが果たすべき役割などについてお話をうかがいます。

■日本における犯罪被害者支援制度 ―被害者支援制度をめぐる歴史的経緯―

1 公的支援制度の始まりとその背景

被害者遺族らが被害者支援を求めて活動する中、三菱重工ビル爆破事件（昭和49年）を契機として、公的な経済支援制度の確立を求める声が高まり、昭和55年5月、「犯罪被害者等給付金支給法」が制定された。この制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な障害を負わされた被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的安定を図ろうとするものであった。

その後、平成7年3月に起きた地下鉄サリン事件で犯罪被害者の心身の被害の深刻さが一般に広く認識されるようになり、平成8年2月には、警察庁が「被害者対策要綱」を策定して、被害者対策が警察の本来業務であることを明確にした。平成10年5月には、「全国被害者支援ネットワーク」が設立され、警察庁との協働により、全国的に支援活動が動き始めた。平成12年5月には、いわゆる「犯罪被害者保護二法」が制定され、刑事手続における被害者保護のための制度が導入された。

2 犯罪被害者等基本法の制定

被害者らによる活動の進展を受け、その総合的な取組みを求める声に応えるために、平成16年12月、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という）が成立した。これに基づき、犯罪被害者支援のための施策が、国、地方自治体、関係機関、民間団体等による総合的かつ計画的な取組みとしてスタートした。翌年には、犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現するための施策が具体的にまとめられた。

3 犯罪被害者のための公的支援策の拡大

基本法成立以前においては、犯罪被害者は、被害申告、告訴により捜査・訴追・処罰を求めること、召喚されれば証人として証言することができるものの、刑事司法上の関係者と位置づけられていなかった。しか

し、前記地下鉄サリン事件等を契機に、その悲惨な状況が一般に広く認識されるとともに、犯罪被害者自身も恩恵的援助ではなく、権利としての支援を求める運動を積極的に展開した。

このような活動の結果、基本法第3条では、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と「権利」が明言され、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるもの」とされ、刑事手続へのアクセスの保障、前記経済的な支援に加え、その心情への配慮も含め、各種の公的支援が犯罪被害者等基本計画の策定、実施により求められるようになった。

4 犯罪被害者支援の現状

基本法に基づき、犯罪被害者支援のための制度について急速に法整備が進展し、犯罪被害者等に関する情報保護の規定や公判記録の閲覧・謄写の制限緩和などの法改正も行われている。とりわけ、平成20年12月1日に始まった被害者参加制度は、被害者等の刑事手続へのアクセスを大きく前進させた。また、少年審判についても、同年の法改正により被害者等の審判の傍聴、審判手続の説明の制度も設けられている。また、犯罪予防の観点から、ストーカー規制法、DV防止法、児童虐待防止法が制定され、被害類型に合わせて法整備がなされている。各種法律の制定により被害が顕在化するようになり、被害者等に対する法テラスの支援件数は年々増加傾向にある。犯罪被害の認知及びそれに対する適切な対応により、さらなる被害の防止につながることを期待されるところである。

なお、上記のほか、犯罪被害者等の心情、処罰要求などに応えるものとして、殺人罪等の公訴時効の廃止、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律等、犯罪処罰規定の新設、少年に対するものも含む法定刑の引き上げ等の立法も幅広く行われている。

■法テラスの犯罪被害者支援の取組み

1 犯罪被害者支援業務の整備とその背景

法テラスは、平成18年10月、犯罪被害者支援業務を主要5業務の1つと位置づけ、業務を開始した。法テラスは、基本法の要請を受け、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことをめざし、犯罪被害者支援業務の体制を整備していった。

平成17年12月27日閣議決定された犯罪被害者等基本計画では、法テラスに関する法務省の施策として、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減のために、法テラスの民事法律扶助制度を活用すること、被害者に対して犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介や必要な情報の提供をすることなどが挙げられた。法テラスは、平成18年10月2日の業務開始当初からこれらに対応している。

次に、平成20年12月1日、被害者参加人のための国選弁護制度や損害賠償命令制度が導入された。法テラスは被害者国選弁護関連業務を整備し、また、損害賠償命令にも民事法律扶助制度を利用できるように整備した。さらに、平成23年3月25日閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画の施策として、被害者参加人への旅費等の支給制度の制定と、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和、損害賠償請求のための代理人である弁護士等との打ち合わせにおいてカウンセラー等を同席させるための経費の公費負担が挙げられた。法テラスでは、平成25年12月1日から被害者参加旅費等支給業務を開始するとともに、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和に対応した。また、平成26年4月1日からは、カウンセラー同席費用の立替えも開始している。

2 犯罪被害者支援の取組み

※文中の丸数字は、資料特-1の「法テラスの犯罪被害者支援の取組み」に対応

(1) 犯罪被害者支援ダイヤル等における法制度の紹介、相談窓口の案内①

犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714（なくことないよ））、各地方事務所の窓口、ホームページでのメールによる問合せにおいて、犯罪被害にあった方やその家族に対して、刑事手続に関与するための法制度や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度等に関する情報を提供している。また、警察や被害者支援団体等関係機関との連携を行い、各地の相談窓口の情報を収集し、被害者が必要とする支援を行っている相談窓口の案内も行っている。

(2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介②

法律専門家の支援が必要な方には、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介している。

(3) 被害者参加人のための国選弁護制度④

殺人、傷害など一定の重大犯罪の被害にあわれた方やその家族は、裁判所の許可により、公判期日に出席し、被告人に質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる（被害者参加制度）。また、経済的に余裕のない被害者参加人に対しては、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する（被害者参加人のための国選弁護制度）。

法テラスでは、被害者参加人から国選被害者参加弁護士の選定請求書を受け付けて裁判所に送付し、国選被害者参加弁護士の候補者を指名・通知し、選定された弁護士に対する報酬及び費用の算定並びに支払等の業務を行っている（被害者国選弁護関連業務）。この国選被害者参加弁護士を円滑に選定し、適切に被害者のサポートができるよう、各地の弁護士会と連携して、国選被害者参加弁護士の候補者の確保に努めている。

(4) 被害者参加旅費等支給制度⑥

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度である。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人が利用できる。法テラスは、この旅費等の算定及び送金業務などを行っている（被害者参加旅費等支給業務）。

(5) 民事手続（損害賠償命令を含む⑤）での、無料法律相談の実施及び弁護士・司法書士費用（カウンセラー同席費用を含む）の立替え（民事法律扶助制度）

被害者は、加害者に対して経済的回復を求め、民事手続によって損害賠償請求をすることができる。その場合に原告（被害者）側の立証の負担などを軽減する損害賠償命令制度が平成20年12月に導入された。

法テラスは、経済的に余裕のない被害者の方が、民事手続により損害賠償請求をしたいときに、無料法律相談を実施し、弁護士・司法書士費用を立て替えている。また、法テラスでは、代理人である弁護士等が訴訟等の準備や追行のため被害者との打ち合わせをする際に、カウンセラーを同席させた場合の費用の立替えも行っている。

(6) 刑事手続での弁護士費用等の援助（日本弁護士連合会委託援助業務③）

被害者は、捜査機関への被害届提出や告訴といった刑事手続や、マスコミ対応などの場面においても、弁護士の支援が必要な場合がある。

法テラスは、日本弁護士連合会からの委託を受けて、経済的に余裕のない被害者の方が、弁護士の支援を受ける場合に、弁護士費用を援助するなどの業務を行っている。

3 法テラスが現在力を入れていること

(1) 土曜や夜間も対応している犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援ダイヤルでは、土曜や平日夜間（21時まで）も対応しており、犯罪被害者支援についての知識や経験を備えた担当者が、被害者に二次的被害を与えないよう心情に配慮しながら、対応を行っている。

(2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

法テラスでは、弁護士会等と連携して、紹介する弁護士の名簿の充実に努めている。犯罪被害者やその家族が、法的手続の過程でさらに被害にあうことがないように、犯罪被害者支援の経験がある、又は研修を受け犯罪被害者支援に理解のある弁護士につき、各地の弁護士会からの推薦を受け、名簿を作成している。とりわけ、女性被害者のニーズに対応できるよう、女性弁護士の登録数の増加に取り組むなど、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する体制の整備・拡充を図っている。

(3) 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加人が旅費等を支給されるためには、被害者参加人として公判期日等に出席する必要がある。また、被害者参加人が旅費等の支給を受けるためには、国選被害者参加弁護士がつく必要はなく、私選の弁護士がついている場合や弁護士がついていない場合でも旅費等の支給を受けることができる。以上についてはまだ一般に周知されていないため、法テラスでは被害者参加人が被害者参加旅費等支給制度を適切に利用できるように、情報提供に努めている。



法テラスでは、法テラスの支援制度を紹介した「犯罪被害者支援リーフレット」、DVなどの犯罪被害者支援に関わるQ&Aをまとめた「犯罪被害者支援Q&A」を、全国の法テラス地方事務所等に置いています。

資料 特-1 わが国における犯罪被害者支援のあゆみと法テラスの犯罪被害者支援の取組み

わが国における犯罪被害者支援のあゆみ		法テラスの犯罪被害者支援の取組み
昭和 49年 8月30日	三菱重工ビル爆破事件	
55年 5月 1日	犯罪被害者等給付金支給法公布（56年1月1日施行）	
56年 5月21日	財団法人犯罪被害者支援基金設立	
60年 8月26日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議」 ※同会議において「犯罪及び権利濫用の被害者のための司法の 基本原則宣言」を採択	
平成 7年 3月20日	地下鉄サリン事件	
8年 2月 1日	警察庁「被害者対策要綱」を策定	
5月11日	警察庁に犯罪被害者対策室設置	
10年 5月 9日	「全国被害者支援ネットワーク」設立	
11年 4月 1日	検察庁における被害者等通知制度の実施	
5月15日	全国被害者支援ネットワークによる「犯罪被害者の権利宣言」発表	
5月26日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等 に関する法律公布（11月1日施行）	
11月11日	政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」を設置（12年3月 30日、報告書のとりまとめ）	
12年 5月19日	いわゆる犯罪被害者保護のための二法公布 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律公布 ・ 性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の 範囲拡大等（6月8日施行） ・ 証人への付添いや遮へい措置の導入（11月1日施行） ・ ビデオリンク方式による証人尋問の導入（13年6月1日施行） 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関 する法律公布（11月1日施行） ・ 犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を規定、 犯罪被害者等による公判記録の閲覧・謄写を可能とする制度の導入等	
5月24日	児童虐待の防止等に関する法律公布（11月20日施行）	
5月24日	ストーカー行為等の規制等に関する法律公布（11月24日施行）	
12月 6日	少年法等の一部を改正する法律公布（13年4月1日施行） ※被害者等の申出による意見の聴取、被害者通知制度、被害者 等による記録の閲覧・謄写の導入	
13年 4月13日	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布（犯罪被 害者等給付金の支給等に関する法律に改称） ※障害給付金の支給対象の範囲の拡大や重傷病給付金の創設（7月1日施行） ※犯罪被害者等早期援助団体を指定する制度の創設（14年4月1日施行） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律公布 （10月13日施行、一部は14年4月1日施行）	
14年 3月19日		司法制度改革推進計画 閣議決定
16年 4月14日	児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律公布（10月1日施行） ※虐待対象、通告義務拡大等	
5月28日	刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布（21年5月21日施行） ※再度の起訴相当議決による強制起訴制度の導入	
6月 2日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部 を改正する法律公布（12月2日施行） ※対象関係（事実婚）、退去命令の期間・範囲、接近禁止の対象等拡大	総合法律支援法公布
6月18日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等 に関する法律の一部を改正する法律公布（7月8日施行）	
12月 8日	犯罪被害者等基本法公布（17年4月1日施行）	
17年 12月27日	犯罪被害者等基本計画 閣議決定	
18年 4月 1日	犯罪被害給付制度改正（施行令・施行規則改正） ※重傷病給付金の支給要件緩和・支給対象期間の延長、親族間 犯罪における支給制限の緩和	
4月10日		法テラス設立
6月21日	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律公布 （12月1日施行）	
10月 2日		法テラス業務開始（犯罪被害者支援業 務開始） ① 犯罪被害者支援ダイヤル等にお ける法制度の紹介や相談窓口の案内 ② 犯罪被害者支援の経験や理解のあ る弁護士の紹介

わが国における犯罪被害者支援のあゆみ		法テラスの犯罪被害者支援の取組み
19年 6月 1日	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布（20年4月1日施行） ※関係機関同士が要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置を努力義務化	
6月15日	更生保護法公布（12月1日施行） ※保護観察対象者に犯罪被害者等に関する心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入	
6月27日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 ※犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設（20年12月1日施行） ※犯罪被害者等による損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用する損害賠償命令制度の創設（20年12月1日施行） ※刑事裁判手続における犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等（12月26日施行）	
7月11日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布（20年1月11日施行） ※禁止行為（電話等によるつきまとい）、暴力の対象（生命に関わる暴言）等拡大	
10月 1日		③日弁連委託援助業務開始
20年 4月18日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に改称。7月1日施行） ※休業損害を考慮した重傷病給付金等の加算等	
4月23日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布（12月1日施行） ※被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度の創設	
6月18日	少年法の一部を改正する法律公布（20年12月15日施行） ※被害者等は、少年審判の傍聴が可能になり、家庭裁判所に少年審判の状況の説明を求めることができるようになった	
6月18日	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律公布（12月18日施行）	
12月 1日		④被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始 ⑤損害賠償命令等の請求について、民事法律扶助業務で無料法律相談、弁護士費用の立替え開始
21年 9月11日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布（10月1日施行） ※DV事案と認められる親族間犯罪の場合等における特例規定の見直し	
23年 3月25日	第2次犯罪被害者等基本計画 閣議決定	
4月 1日	財団法人犯罪被害者支援基金が公益財団法人に移行	
7月15日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布（7月15日施行） ※障害等級の見直し	
25年 6月12日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布（12月1日施行） ※被害者参加旅費等支給制度の開始、被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件の緩和	
7月 3日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布（26年1月3日施行） ※対象関係（生活本拠を共にする交際）を拡大 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布（10月3日施行、一部は7月23日施行） ※メール等つきまといも規制の対象に	
12月 1日		⑥被害者参加旅費等支給業務開始 被害者参加人のための国選弁護制度及び日弁連委託援助の利用対象者の拡大（③、④の資力要件の緩和）
26年 4月 1日		カウンセラー同席費用の立替え開始（⑤に含む）
6月25日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布（7月15日施行、一部は27年7月15日施行）	
10月10日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布（11月1日施行） ※別居の兄弟姉妹及び児童虐待事案等における支給制限の緩和	

座談会

「犯罪被害者支援の現状と課題 ― 法テラスの役割」

出席者（敬称略。役職は座談会時のもの）

瀧澤 一弘（東京地方検察庁総務部副部長）
副島多光生（警視庁犯罪被害者支援室長）
阿久津照美（被害者支援都民センター相談支援室長）
近藤 恵子（全国女性シェルターネットワーク理事）
白井 孝一（弁護士、静岡犯罪被害者支援センター副理事長）
横山 幸子（弁護士、日弁連両性の平等に関する委員会副委員長）

司 会

菅沼 友子（法テラス本部第一事業部長）

於 平成27年8月28日 法テラス本部会議室

犯罪被害者支援との関わり

○司会：菅沼友子

（法テラス本部第一事業部長）

本日は、犯罪被害者支援の現状と課題とその中での法テラスの役割というテーマで、座談会を行います。

最初に簡単に自己紹介をお願いします。

○瀧澤一弘

（東京地方検察庁総務部副部長）

東京地検では、総務部が被害者支援を担当しています。私は以前法務省、内閣等で、法テラスの根拠法である綜合法律支援法の立案作業などに携わりました。また法務省では、法テラスの予算などの仕事を担当するなど、法テラスとは浅からぬ縁です。平成22年4月から25年3月までは、法テラス本部の事業企画本部長代行、総務部副部長を務め、その間に法テラスの被害者支援が少しずつ進んでいくのを見てきました。

○副島多光生

（警視庁犯罪被害者支援室長）

犯罪被害者支援室は警視庁総務部企画課に属しており、被害者支援全般の主管をしています。各種の施策の企画や調整、現場で直接的に被害者の支援を行う警察署員に対する研修、給付金等経済的支援、相談業務、広報・啓発活動、他機関との連携・調整を担当しています。

私は支援室に着任して2年になります。さまざまな支援活動に携わり、被害者支援の難しさ、その重要性を改めて感じているところです。

○阿久津照美

（被害者支援都民センター相談支援室長）

都民センターは、東京医科歯科大学にあった日本で初めての民間相談機関を、平成12年に引き継ぐ形で開設されました。私は開設当初から相談員として携わってきました。被害者の方がたの中にはその負担の大きさから裁判を傍聴できない方がいる

と知り、そうした方がたの支援をさせていただきたいという思いから、この仕事に関わり始めました。

○近藤恵子

（全国女性シェルターネットワーク理事）

平成10年に全国女性シェルターネットワークができてから、直接支援、間接支援を問わず、さまざまな領域で全国の皆さんと一緒に仕事をしてきました。

シェルターネットが対応している当事者の皆さんは、DV、ストーカー、レイプなど、ありとあらゆる女性への暴力、子どもに対する虐待の被害にあわれた方がたです。相談から始まって、緊急一時支援、回復支援、最終的には生活再建、自立支援までの長い経過をご一緒に仕事をしてきましたが、どの段階でも法律家との連携は大変重要です。法テラス、弁護士の皆さんと二人三脚でタッグを組みながらでないと被害者支援は有効に進まないとかねてより考えて

います。

○白井孝一

(弁護士、静岡犯罪被害者支援センター副理事長)

今年の3月まで法テラス静岡の所長を務め、犯罪被害者支援活動については、静岡犯罪被害者支援センターの設立時から携わってきました。また、平成10年に結成された全国被害者支援ネットワークにも初期の頃から関わり、山上皓先生（東京医科歯科大学名誉教授、犯罪精神医学の専門家）たちと一緒に「犯罪被害者の権利宣言」を作りました。

法テラスに関しては、法律扶助協会の静岡支部長を務めており、設立準備段階から法テラスの犯罪被害者支援活動についてアドバイスをしていました。

全国犯罪被害者の会では、顧問弁護団の責任者として関わってきました。

現在は、静岡大学法科大学院で「犯罪被害者と法」という講義を持って、後輩の指導にも当たっています。

○横山幸子

(弁護士、日弁連両性の平等に関する委員会副委員長)

栃木県弁護士会に所属しています。5年検事を務めてから弁護士になりました。弁護士になってからはさまざまな分野の被害者関係の委員会に関与しています。

日弁連では、最初は民事介入暴力対策委員会に、次に犯罪被害者支援委員会に属し、現在は両性の平等に関する委員会の副

委員長をしています。おもにDV被害者の支援などに関わっています。

栃木県弁護士会では、犯罪被害者対策委員会の委員長をしています。弁護士会では、関係機関との支援ネットワークづくりについて模索しているところで

犯罪被害者支援の取組みの現状と課題

○司会 まず、それぞれの犯罪被害者支援の取組みの現状とそ

中で見えている課題についてご報告をお願いします。

○瀧澤 東京地検では、以前から被害者の方に担当検察官等が刑事手続に関する説明を行うなどの取組みをしていますが、平成26年4月に犯罪被害者支援室を総務部に設置し、次のような支援をしています。

まず、来庁される被害者の方に対する犯罪被害者支援に関する総合的な情報提供をしており

まして、要望に応じて、法テラス、東京にある3つの弁護士会（以下東京三会）、都民センター等をご紹介しますこともあります。また、法廷への付き添いも行っています。支援室にはくつろいだ雰囲気的面談室があり、事情聴取などで来庁される被害者の方が緊張されていると思われる場合に、ここで支援室員と話を

して緊張を解きほぐして帰っていただくといったことも行っています。

最近、臨床心理士会の協力を得て犯罪被害者支援に通じている方を派遣してもらい、証人出廷などのために精神的な負担をされた被害者の方などへのカウンセリングをしていただいた例もあります。その際に、臨床心理士の方には今後の証言のために、検察官にアドバイスをいただくという協力もいただいています。

その他、おもに検察庁に来られる方を念頭において作成した冊子があります。被害者の方が



検察庁冊子「犯罪被害者の方へ」。このパンフレットでは、犯罪による被害者やご遺族等の方がたに対して検察庁で行っている保護や支援の制度について、捜査や裁判などの各段階に応じて記載しています。

捜査や公判の過程で疑問に思われること、給付金制度、加害者に対する損害賠償、法テラス等の各種機関の支援などについてもふれています。被害者の方に情報提供する際に活用しており、全国の検察庁においてあります。

○副島 警察は、被害者にもっとも早く接しますし、接する機会が大変多いので、警察が初期段階で行う支援は被害者の回復のためには非常に重要だと認識しています。

警視庁の被害者支援業務を大きく分けると「直接的な支援」「経済的な支援」「関係機関との連携による支援」の3つです。

おもな「直接的な支援」は、指定被害者支援制度があり、一定の対象事件の被害者に対して担当の支援員を指定して個別的支援を行っています。

「経済的な支援」は、給付金の支給事務、診断書料や診察料、性犯罪の被害者については緊急避妊薬費用などを公費で負担する公費支出制度などがあります。「関係機関との連携による支援」としては、性犯罪被害者が医療機関で受診する際に生じる負担の軽減をはかるために、協力医療機関と連携をとった制度を設けています。また被害者支援都民センター、東京地検と連絡体制を少しずつ構築しているところです。

また、昨年5月から法テラス、弁護士会へつなぐ被害者支援の制度を作りました。既に法テラ

スへも2件紹介しました。被害者は、刑事手続や民事手続の知識をほとんど持っていません。その意味で重要な取組みだと考えています。

課題は、警察の被害者支援は、本格的には平成8年前後に始まった比較的歴史の浅い業務であり、未成熟な部分もあります。常に制度を検証し見直して、新たな制度を取り入れることが重要です。変化する社会情勢、人びとの考え方に合わせた支援を行うために、関係機関との連携強化などを継続して検討していくことが重要です。

○阿久津 被害者支援都民センターでは、犯罪被害にあわれた方やご遺族に対して、電話相談、面接相談、関係機関への付き添い支援などの「直接的支援」、自助グループといって、同じよう

な体験をされたご遺族が集まって気持ちを語りあう場を設けるなどしています。社会の理解を深めるための広報・啓発活動も行っています。

主として、身体犯の被害の方が対象です。体に傷を負った方、性犯罪の被害にあった方、ご遺族の方の支援が中心です。罪種では、殺人事件、交通犯罪、性犯罪が多くを占めます。最近の傾向としては、性犯罪の被害にあわれた方の支援が非常に増えており、4割を超えています。具体的な支援内容は、被害にあって混乱されている被害者の方に対して、お話をうかがい状況を整理して、どんな支援が受けられるのか、どこにアクセスしたらよいかなど必要な情報をお伝えするとともに、関係機関への手続きに付き添います。刑事手



被害者支援都民センターのリーフレット5種。「応援します あなたに笑顔戻るまで」「被害にあわれたときに」「被害にあわれた方を支える家族や友人のために」「性的な被害にあった子どもを支えるために」「事件・事故の現場に居合わせた方へ」

続を行ううえでの被害者の負担は想像以上に大きく、法的な面、精神的な面からもサポートが必要です。

手続きへの支援と並行して、臨床心理士を中心にトラウマの専門的なプログラムを使った精神的なケアも行っています。

被害者支援を行う民間団体のほとんどは、公安委員会から早期援助団体の指定を受けています。警察では、支援が必要と思われる被害者の方へ、センターの情報を伝えていただきます。了承が得られた方には、警察から直接センターへその方の連絡先や被害概要が送られるため、早い段階で支援を提供できるようになってきました。

民間のセンターの立場として、機関同士が連携して、多角的に被害者を支える体制ができるように、被害者を必要な機関につなぐことを心がけて全体を見てサポートしています。

民間団体は、全国どの組織も資金、人材面で課題を抱えています。都民センターのおもな財源は会員の会費・寄付です。安定した財源が求められています。

人材育成については、犯罪被害相談員としての業務ができるまでのトレーニング期間が長く、その間の時間とモチベーションの維持が非常に難しくなります。他機関との連携が進んでいくにつれて支援の要請も入るようになりましたが、少ない人員でどこまで対応できるのか不安を抱

えているところです。

逆に、支援が必要な方に支援制度がきちんと届いているのかということも、課題のひとつです。直後の被害者の方は、感情がマヒして外から見るとしっかりしているように見えてしまいます。そのような方が支援の枠からもれてしまわないように、それぞれの機関で気を付けなければいけないと思います。

特に被害直後は、被害によって崩された日常生活を以前の状態に近づけるための支援が必要です。経済的支援をはじめ生活を支える支援が、まだまだ不足しています。

○近藤 民間シェルターは、DV、ストーカー、セクハラ、性暴力犯罪といった暴力被害にあった方を暴力の現場から離し、心身の回復を果たしてその後の人生を再獲得するまでのあらゆる過程にご一緒する仕事です。当事者が奪われたものを取り返し、新しい人生を生き抜いていけるように一緒に闘う団体、闘うネットワークとして20年来仕事をしてきました。

シェルターネットは24時間のホットライン事業に関わっています。またネットワークを構成している全国約70団体のそれぞれが、地域で電話相談や面接相談に取り組んでいます。私たちのところにおいてになる方は、医療的なケア、警察対応、シェルター対応の3つが命綱。緊急一時保護としてのシェルター、

ステップハウスを活用しながら、当事者の皆さんはこれらを駆使して当面の時間を生き延びていかれます。当事者支援に関わるあらゆる社会資源、関係機関と手を取り合っていく必要があります。

最近現場の支援で痛切に感じるのは、暴力被害の実態が非常に深刻化していることです。内閣府の調査では、3人に1人が暴力被害にあり、20人に1人が殺されるような目にあっている、という数字が長く続いてきました。平成26年の統計では、殺されるような目にあったという被害者が11.4パーセントに増え、9人か10人に1人が殺人未遂事件の被害者となっています。加害者が凶暴化しています。被害を受けている方がたの支援だけでなく、加害者の言動が変わり、



全国女性シェルターネットの活動紹介リーフレット。DV被害当事者を支援する全国のシェルター、民間支援団体の業務と全国女性シェルターネットの活動について紹介しています。

加害者が暴力支配の罠から抜け出さなければ、この活動にゴールはないのです。

次に、若年女子と幼い子どもたちに対する性暴力被害が大きな形で浮上しています。児童福祉法違反や児童買春の件数は、成人女性に関する売春防止法事件を上回って大きな数字になっています。

犯罪被害者支援において、DVや性暴力の被害者が重大な犯罪被害者であることは、これまでしばらくは社会的に認知されていませんでした。たとえばDV被害で刑事告訴しようと警察に相談してもなかなか受け付けてもらえない、緊急の安全確保をお願いしても、十分な対応をしてもらえないといったことがありました。いまでも、DV、性暴力の被害者はなかなか支援にアクセスできません。ここが現場の支援の大きな課題になっています。また、この20年ぐらい、DV、ストーカー、子どもの虐待についての支援格差が全国の自治体、地域の間で広がってきています。

最近になって、ようやく、DVや性暴力被害が重大な犯罪被害であることが明らかになり、被害当事者の回復支援を社会全体の責任として進めていくべきだという方向性が打ち出されました。これからは犯罪被害者支援の枠組みの中に、DVや性暴力被害者がきちんと位置付けられ、いつでもどこでも適切な支援が

受けられるようになることを心から願っています。

○**司会** 長い期間携わってこられて、進んできた面とそれでもなお深刻な状況があるということがご報告からわかってきました。

白井さん、法テラスの活動もあわせて報告をお願いします。

○**白井** 静岡では、平成10年に犯罪被害者支援センターができました。その時から弁護士会と県警が協力し、さらに精神科医の方、臨床心理士の方が加わりました。検察庁が支援相談員制度を設けてからは検察庁とも連携し、年に1、2回は交流会を行っています。浜松、沼津など支部レベルでも検察庁と弁護士会の犯罪被害者支援対策委員会との意見交換会をもっており、より親密になっています。

次に、具体的な支援の流れを説明します。重大な犯罪の場合、

警察から直接、早期援助団体である支援センターに被害者に関する情報提供があります。それを受けて支援センター職員が被害者宅に駆けつけ、本人のニーズを受けて弁護士会の被害者支援対策委員会へつなぐ。委員会では被害者のケースにあわせて担当弁護士を決め、法テラスを利用することになります。

交通事故などの場合は、検察庁から「被害者参加を希望している方がいるので精通弁護士を紹介してください」と法テラスへ連絡がはいり、法テラスから精通弁護士を紹介するというルートになる場合もあります。

国選被害者参加弁護士制度を利用する場合は、参加許可決定を受けた後で法テラスに被害者ご本人がお見えになって手続きをします。法テラスではこれを受けて裁判所に通知し、裁判所で弁護士が選定されます。



静岡犯罪被害者支援センターのホームページ

課題についてですが、支援センターの相談受理状況を見ると、DV、ストーカー、性暴力被害で電話相談の19.7パーセントを占めています（静岡犯罪被害者支援センターHP「活動報告」<http://shizuoka-hhsc.jp/>）。性暴力被害の相談では、まだ警察に行っていない方たちがかかなり多く、そこが他のケースとはかなりちがう点です。今後こうした被害者に対する早い段階での的確な支援をどのようにしていくかが、支援センターの課題になっています。昨年は、性暴力被害において診断が必要な場合の協力について、産婦人科の医師と協定を結びました。

法テラスの課題ですが、犯罪被害者等基本計画の全体的なプログラムにおける法テラスの役割は、司法関係での福祉的な役割です。民事刑事を問わず司法を利用できるように支援することです。

法テラスの犯罪被害者支援において現在利用できる制度は、情報提供と精通弁護士の紹介、国選被害者参加、そして日弁連委託法律援助事業の犯罪被害者法律援助があります。民事法律扶助は加害者に対する損害賠償請求で利用することもできます。

しかし、民事法律扶助については、弁護士費用は立替えです。償還しないといけません。重大事件の場合に損害賠償が払われることはほとんどありません。犯罪被害者が利用する場合、償還

免除など犯罪被害の特殊性に着目した制度設計ができるといいのですが。

また、被害者の方は、司法関係だけでも、犯罪被害者法律援助、国選被害者参加、民事法律扶助と非常に複雑で煩雑な手続きを3つもやらなければいけない。他にも幅広い被害者支援がある。これらを1本化できないのか。日弁連犯罪被害者支援委員会では、犯罪被害者支援に特化して総合的に支援を行う被害者庁のようなものが必要ではないか、と検討を始めています。

○横山 まず日弁連では、DVやストーカーの被害については両性の平等に関する委員会で20年以上、無料電話相談「女性の権利110番」を毎年やっています。自治体や民間シェルターなども含めて相談窓口自体は増えたものの、その後の支援がまだ不十分というのが実態です。特に民事法律扶助の利用が不十分で、弁護士への制度の周知と利用の促進が必要です。DVやストーカーの被害者には経済的に非常に困窮している方が多い。扶助の利用を徹底しないと実質的な救済につながりません。

日弁連が法テラスに委託している犯罪被害者法律援助については、非常に柔軟に運用されており使いやすいはずですが、各単位会によって利用度にばらつきがあり、栃木県も利用が少ないです。

民事法律扶助の償還義務は、

特殊事情のある事件については是非考慮していただきたいです。たとえばDVやストーカーの被害者が、相手方から次から次に調停や訴訟を起こされて、何年にもわたって事件が継続しているというケース。ご本人は調停、審判にいかざるを得ない、そのためパートを休まないといけないう、そうすると仕事をクビになる。収入は途絶えて償還は困難です。

次に、栃木県弁護士会では精通弁護士登録は少しずつ増えています。若手弁護士に偏っておりベテランの登録が非常に少ないです。また、能力にばらつきがあります。実際、「紹介されたがどこが精通なのか」とクレームがきたという話も聞いています。DVや性暴力被害はとてもデリケートなので、単に法的知識があるだけではすみません。こうした要請をどうしていくか大きな課題です。

そして他機関とのパイプの問題です。栃木県弁護士会の犯罪被害者委員会でも、支援をしたい、なるべく早く依頼者の方にアクセスしたいと思っていますが、そのルートがありません。弁護士会では、試行的に今年の4月から1年間、宇都宮地検にお願いして検察庁から被害者の方へ「被害者支援をする弁護士がいる」「いろんな制度がある」ということを説明していただくことになりました。始めたばかりですが、性犯罪被害者について、

何件か紹介が来ています。

警察、検察庁に行く前の被害者の救済をどうするか、特に若年の性犯罪被害者に対する支援がとても問題です。栃木県では、今年7月から性犯罪被害者のための病院拠点型のワンストップセンターが動き出し、弁護士会の有志が相談業務に関わっています。これもきちんと制度化していく必要がある。個人の弁護士の善意だけで成り立っているような制度ではだめです。DVやストーカーなどはほとんどの弁護士が扱うのをいやがります。幅広い弁護士の参加を得るには、複数受任制や民事法律扶助の弁護士報酬の改善などを検討する必要があります。

○**司会** 阿久津さんからは、被害者の方が必要としている支援が本当に届いているだろうか。事件直後の被害者の方は感覚がマヒし、傍から見ると冷静に見えてしまっている人たちもいて、そのような人たちに必要な支援が届いているのだろうかというお話がありました。近藤さんからは、警察のDV、性被害者の犯罪被害者支援について大きな課題があるのではないかというご指摘をいただきました。

副島さん、どのような取り組みがされているか教えていただけますか。

○**副島** 警視庁では、ストーカーやDVに関しては人身安全関連事案総合対策本部が発足しており、そこですべて対応していま

す。

相談を受けた個々の警察官はすべて署長に報告し、対策本部に報告をするという仕組みになっています。

対策本部では、すべての相談案件について吟味し対応を検討します。

危険性がある場合には宿泊施設の制度を活用して、一時避難させていくということを行っています。

警察官個人が判断するのではなく、組織として判断する制度がきちんと整っています。

○**近藤** まだ詳しくご存じではない警察官もいらっしゃるのでしょうか。

○**副島** すべての事案は幹部に報告し、組織に上げられます。警視庁の場合はすべてについて対策本部に報告をして指示を仰ぐ形になっていますから、その点制度上はきちんと行われる仕組みになっています。

○**阿久津** 警察の研修で、都民センターの相談員がお話させていただく機会も増えています。被害者の状況を警察の方にご理解いただけるように私たちもお手伝いさせていただいています。

支援ネットワーク、連携の現状と形成

○**司会** 支援ネットワークを顔の見える関係の中で構築していくことが必要だと日々お感じになっていると思いますが、現状

と問題点についてお話しいただけますか。

○**阿久津** 最近は、警察や検察庁、裁判所、弁護士など関係機関の方が研修を積まれ、被害者が配慮を受けられる体制になってきたと実感する機会が増えています。

個別ケースでは弁護士や検事とスムーズに連携できたと感じることも多くなったのですが、そういう経験をほかの事例にどうつなげていくかが課題です。現在は同じ弁護士と連携して支援する事例が多く、横への広がりが十分ではありません。初めて担当される弁護士の方ですと、一から関係を築き、役割の枠組みを決めていくのに時間がかかってしまうこともあります。個別ケースで学んだことやお互いの役割について理解したことを生かすために、支援が終わった後に検証の機会を持ち、新しく関わる方がたに還元できるとよいと思います。

先日事例を振り返る意見交換会の提案があり、その機会を持ちました。被害者支援の経験が浅い弁護士の方にも参加していただきました。非常に有意義でした。

生活面での支援については、都民センターでは、自治体の被害者支援担当者との関係づくりを進めています。自治体もどう支援すればいいのか悩まれています。相談員と自治体担当者が「顔が見える関係」を作ることで、

一緒に効果的な支援が行えるように、自治体をおうかがいしているところです。

○**横山** 栃木県弁護士会でも経験交流会的なことをやっています。経験者の事件を若手の弁護士たちに説明して共有する取り組みですが、被害者が弁護士に支援を求めること自体が少ないのが実情なので、そこから増やしていけないと支援のネットワークも広がらないでしょう。

○**司会** 東京地検や警視庁では、連携関係を作る際のきっかけや工夫をどのようになさっているのでしょうか、ご報告いただけますか。

○**瀧澤** 東京では、警視庁が主催されている犯罪被害者支援連絡会に私たちも参加しており、法テラス東京も都民センターもメンバーです。

このほか東京にある三つの弁護士会（東京三会）主催で被害者支援連絡協議会が年1回あり、東京地検も加わっております。

また、東京三会から被害者支援に詳しい弁護士に来ていただいて検察官に支援制度のレクチャーを行っていただきました。この講習会で、被害者参加弁護士は被害者にとっての味方であるだけでなく、検察官にとっても非常に仕事がしやすくなるという面があることなどを説明していただきました。

また、東京三会では犯罪被害者の方がたを対象として、初回のみ1時間無料の相談制度を

作っておられますが、東京地検では、この制度を被害者の方がたへご案内し、実際に利用される方がたがおられます。

○**副島** 東京三会が主催しておられる協議会で、警察からつなぐ制度ができませんかとお願いしました。かねてから警視庁でも法的な知識に不安をもっている被害者の方が非常に多く、特に性犯罪の被害者は相手方とやりとりがあるので、弁護士につなげることができないかと思っていました。法テラスにも入っていただき、去年の5月からこの制度を始めました。すでに50件近く弁護士会や法テラスに紹介をしています。

○**司会** 栃木では、連携についてどのような点でご苦労されましたか。

○**横山** やはり費用的な面です。たとえば検察庁が弁護士会を紹介する場合、有料のところを紹介するのはなかなか抵抗があるので無料にならざるを得ない。無料になった場合、負担をどうするのか、弁護士会が持つのか持たないのかという点が大変でした。

○**近藤** 私たちもネットワークなしではやっていけない仕事です。特にDVや性暴力被害について一緒に闘える弁護士さんと手を組まないと、当事者の命に関わる局面があるので、いつもチームで仕事をしています。

最近、当事者にとっての司法サポートがかなり厳しくなって

きました。たとえばDV被害者に対する保護命令が発令されにくくなっており、よくわかっている弁護士と一緒になければ道は開けません。

多くの自治体に、DVや虐待の支援機関ネットワークができています。年に1～2回、顔合わせをして情報交換を行うところが多いのですが、本当に必要なのは、ケースをつなぐネットワークだと思います。困難事例の場合は、すぐに必要な人が集まって責任を分担しながら連携できる。問題解決のために一緒に働くチームをつくるのが、支援ネットワークのカギだと思います。

民間の支援員、アドボケーターも社会的、公的な仕事を担っているのですから、関係機関同士、対等に仕事ができる仕組み、処遇を考えていただきたいと思います。

○**横山** 性犯罪被害などの犯罪被害に関して、警察と弁護士会が直接連携しているところがありません。法テラスや各都道府県の犯罪被害者支援センターなどが、連携のためのつなぎの機能を果たしていただけるとやりやすくなるのではないかと思います。

○**副島** 警察の地検との大きな違いは、送致しない事件を扱う点です。事件にはしないでしょうという方もいらっしゃいますし、そういう方のケアは数多いですから、弁護士とのつながり

ができると被害者に対するフォローに大変有効です。

○**横山** 栃木で病院拠点型のワンストップセンターができた背景に、実はお医者さん方も困っていたということがありました。警察の方が産婦人科に性犯罪被害者の方を連れてきた際に、事件化されるかわからないまま、その方がおいて行かれた場合、費用やその後のケアはどうなるのかなど、困るケースが多いという訴えがあったのです。そこに弁護士が入れば、警察に駆け込んだが事件化できず、お医者さんのところに連れて行ってもらったけれど誰の手からも離れてしまうという事態を回避できるのです。

○**白井** 治療費や健康保険の利用などをどうするのかといったこともあるので、地方自治体がもう少し積極的に関われる形ができるとよいですね。市町の段階で被害者支援の条例ができて、地方自治体の職員が法的根拠に基づいて動けるとよいでしょう。被害者の方も警察や弁護士だと行きにくいけれど、身近な市役所や町役場なら相談してみようというところもあると思います。

○**阿久津** 東京でもいくつかの自治体で専門窓口や被害者に特化した制度を作っているところがありますが、数が限られています。被害者が住んでいるところによって受けられる支援の内容が異なっているというのは、ひとつの問題点です。

被害者の刑事手続への関与とその支援について

○**司会** では次に、被害者の方が刑事手続に関与する制度とそ
ののための支援などについて、現状と課題をおうかがいます。

○**瀧澤** 捜査、公判の各段階を通じて被害者参加対象となる事件の被害者、ご遺族の方がたへ制度の説明をしています。資力によってためらうことがないよう国選制度があるということも説明しています。

特に裁判員裁判対象事件の場合、参加を最後の最後まで悩まれる方がいらっしゃいます。そういう場合は捜査段階だけではなく、再度ご案内しています。

裁判員裁判の場合は、公判前整理手続の終盤段階で審理日程が決まりますので、その際に最後の意思確認をしています。や

はり「参加したい」とおっしゃる方もいます。資力要件がなっている場合には、法テラスを紹介しています。実際に法テラスへ連絡を取られ、被害者参加弁護士、国選の先生が選定され、参加につながったこともあります。

また、東京地検だけの取組みですが、冊子だけでなくパソコンを利用してイラストと音声による制度説明も行っています。

○**副島** 先ほどふれた指定被害者支援制度について若干説明します。警視庁における指定被害者支援制度は、殺人、性犯罪、重傷を負った傷害罪の被害者、交通関係の死亡事故の遺族、ひき逃げの被害者という方がたに
対して行うもので、「初期支援」「被害者連絡」「訪問連絡活動」があります。

「初期支援」は、対象事件の届



警視庁の被害者の手引「被害にあわれた方へ」「交通事故にあわれた方へ」。初期支援、あるいは被害者連絡の際に、刑事手続、被害者参加制度などについて手引を示しながら説明をします。

出直後から被害者が帰宅するまでの支援です。病院への付き添い、捜査への立会の際の付き添い、要望や相談の対応、自宅への送迎などがあります。

「被害者連絡」は、被害者の要望に応じて捜査の節目ごとに必要な情報提供を行います。

「訪問連絡活動」は、これも被害者の要望に応じて、巡回連絡の一環として交番のお巡りさんが実施し、パトロール活動などによって不安の解消に努めています。

初期支援あるいは被害者連絡の際に、刑事手続、被害者参加制度などについて冊子「被害者の手引」を示しながら説明しています。ほかに、被害者に事情聴取をする際や継続的に支援をする中で、重ねて情報提供をしています。

被害者参加制度等の刑事手続の説明が必要な場面は、送致した後に多くなってきます。検察では映像を利用して説明しているとのことですが、いろいろな方法を用いて、各機関で行っていくことが重要だと感じます。

○**司会** 白井さん、弁護士は被害者参加制度に具体的にどのように関与していますか。

○**白井** 弁護士が関与する場合、いくつかの制度を被害者やご家族にとって、どのように利用するのが一番よいのかを具体的に検討していきます。

刑事手続には参加制度だけでなく、心情に関する意見陳述、

被害者特定事項の秘匿、あるいはビデオリンクでの尋問、記録の閲覧謄写などいろいろな制度があります。それらをどの段階で組み合わせ、家族の中でどのように分担すればよいのかを検討します。参加人にはお父さんがなってください。お母さんは証人として検察官に尋問してもらいましょう、と分担を決め、それを検察官に報告しこのようにやりたいとお願いして、参加の申し出をしてもらう。また、参加許可決定が出る前から検察官と意見交換をし、記録の閲覧をさせてもらって、こういう点をもう少し調べてくださいなどとずっと協議していきます。

法律上は法廷の中での制度ですが、実際は、検察官と公判前に協議しながら進めているものが半分以上を占めています。法廷以前の活動をしっかりやることで充実した法廷での審理ができます。

○**司会** かなり弁護士の力量が問われると思いますが、法テラスとして被害者国選の指名通知は問題なく行われているのでしょうか。

○**白井** 弁護士会で一通りの研修はできますが、件数が少ないので事件を担当する機会がなかなか訪れないのが悩みの種ですね。可能であれば裁判所で複数選任していただければ、新しい人も経験できるのですが。

○**横山** 複数選任に関係してお話します。裁判の直前になって

参加を決める方がいらっしゃるということでした。被害者やご遺族の心情を考えれば当然のことだと思います。しかし、裁判員裁判の場合、一週間あるいはもっと期間を取らなければいけない。直前でそれだけの期間空いている弁護士はほとんどいません。費用的な問題はありますが、チームという形で複数選任していただければ、この日はこの弁護士が出られるなど調整が可能になります。裁判員裁判の複数受任ができればと思います。

○**司会** 阿久津さんは、同行支援などを通してどのようにお感じになっていますか。

○**阿久津** 警察、検察の段階で一般的な説明を受けただけですと、被害者の方はなかなか実際のイメージがもてません。弁護士と綿密な打ち合わせをする中で、イメージが見えてくるのだと思います。

ですから、参加制度を使う場合、積極的に弁護士へつなげたいのですが、資力要件があり、国選被害者参加制度を利用できない方もいるので、迷うときもあります。本来であれば被害にあわれたことは同じなのですから、皆さんが法的支援を受けられるようにしていただきたいです。

○**近藤** 性暴力被害者やDV離婚の当事者は、裁判の入り口のところまで深刻に悩まれます。「加害者と接近せずに裁判をできるのか」「1年も2年もの間、裁判を

続ける力があるだろうか」「民事法律扶助を使うにしても、お金を返していけるだろうか」など、いろいろなことでお困りになる。こうした方がたについては、手続きも費用もハードルをぐっと下げて、誰でも気軽に法的支援を使えるようにすることが重要だと思います。

必要なら複数の弁護士を付けていただく。また、同行支援で付き添う支援センターの方や民間シェルターのスタッフのようなアドボケーターをさまざまな場に同席できるように、実費報酬の支出もふくめて仕組みを考えていただけないかと思います。

○司会 今お話しいただいた、カウンセラーの方が同席する場合の費用援助は、法テラスにも制度はできたのですが、使い勝手が悪く利用が伸びていません。そこはこれからの課題として考えていきたいと思っています。

今後の犯罪被害者支援の取組み、法テラスに対する要望、期待

○司会 最後に、今後の犯罪被害者支援の取組みと、法テラスに対する要望、期待がありましたらお聞かせください。

○阿久津 都民センターとしては、事件直後から刑事手続が終了するまでの、特に直後の混乱期に積極的に支援を提供していくという、早期援助団体の責任

を果たしていきたいと思っています。被害者の方は、自ら支援を求めるエネルギーを失っていき、非常に傷つきやすくなっていると思います。しっかりと信頼関係を構築して、被害者がさまざまな場所から支援が受けられるように、被害者と関係機関の方をつなぐ役割も果たしていきたいと思っています。

今、被害者の心情に対する理解は十分ではありません。二次的被害、周りの人からの言葉かけで傷つけられる被害者はまだまだいらっしゃいます。ぜひ多くの人に現状を知っていただき、地域で支援を受けられるようになっていけばと思います。

法テラスへ求めるものとしては、弁護士によって対応の違いがなくなるように経験や情報の共有化を進めていくこと。そして、被害者支援制度の検証を是非していただきたい。どういう支援が行われればよい評価につながるのか、検証していくことでより効果的な制度運用につながると思います。

○近藤 ようやく日本の社会の中でも、性暴力やDVといった犯罪に光が当たり、被害者の方がたの回復支援を社会全体の責務として担っていこうという動きが出てきたのは、本当にうれしく、ありがたいことです。

犯罪被害者庁の構想を日弁連の委員会が検討しているというお話がありました。そうした制度、仕組みが国の機関として大

きく立ち上がることも必要です。みんなが健康保険証をもっているように、犯罪被害にあったら容易に最低限の支援が受けられるという、包摂的な仕組みを日本の社会は作り上げる必要があるのではないのでしょうか。法テラスの皆さんや法律家の皆さんを中心に、ぜひ大きなビジョンで被害者支援についての取組みを進めていただければありがたいです。

○瀧澤 東京地検での取組みは、まだまだ手さぐりの部分が少なくありません。被害者の方がたのニーズに十分応えきれていない部分もあると思います。今後はそういう部分で、できるところに手当てをしていくという作業をし、少しでも東京地検における支援を充実させていく必要があります。

すでに、弁護士によるサービスというのはかなりのニーズがあり、法テラスは全国区の組織という意味ではかなり有効です。地方の方でたまたま東京に出てきたときに、被害にあわれるという方もおられます。そういうときに全国区で使える法テラスというのは、非常に大きな連携先です。今後もそういった連携協力関係を通じて、被害者にご案内をしていくことを考えております。

また、従来からの警察との連携をはじめ都民センターほか関係機関等も含めて連携を密にし被害者支援を充実させていきた

いと考えています。

○副島 今日、犯罪被害者支援の間口は広がってきました。ストーカー、DVの被害者にしても、少し前の犯罪被害者の視点からは意識はしていなかったと思います。今はそうした方がたへの対応が加わり、時代の変化とあわせて対応できるように、しっかりと考えながらやっていかなければならない、常に前向きに対応できるようがんばっていかねばと思っています。

警察だけでは当然それは無理なことです。法テラスをはじめさまざまな機関の方と連携をとって進めていくことが重要です。自治体との連携も非常に大事だと考えています。

○白井 被害者支援の制度は整ってきていますが、最近の傾向として、制度の枠の中だけで物事を考えてしまっているのではないかと感じます。

被害者支援センターができたばかりのころ、担当していたケースというのは、警察に訴える前の段階の傷害事件や、子ども同士のけんかとか学校の体罰とか、いろいろなケースがありました。いまやっとストーカーやDVなど、新たな問題に取り組むようになっていきます。やはり弁護士の側も、敷居を低くして、顕在化していないさまざまな被害者のニーズに早い段階で相談対応できるように、自分たちからも積極的に相談の手助けができるようなことを考えていかなければ

なりません。そうした中で、新しい被害者の方がたの需要に対して法テラスも対応していただきたいと思います。

○横山 被害者に関わる制度が一般国民に周知徹底されていないというのは、間違いのない事実です。だからこそ被害にあった時に説明が頭に入らない。下地がないからですよ、これはもう皆さんが知っていなければならないことです。いつ犯罪の被害者になるかわからないのですから、参加制度や民事法律扶助を国民に広報していただきたい。それを法テラスに強く期待したいです。

私としては、今栃木県のほうで進めている検察庁との連携や、ワンストップセンターへの支援において、どれだけ実効性のあるものにできるのかをやりたいと思います。

最後に理想論になってしまいましたが、被害者支援は法的支援だけでは済みません。自治体も巻き込んだ支援が必要です。つまり切れ目のない、長期間にわたる支援が必要なのです。自治体を巻き込み、さまざまな団体も巻き込んだ長期にわたる支援の実現を期待します。

○司会 今日は短い時間ではありましたが、大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。

ご意見のうちには、国民への周知・広報のように、もっとできるのではないかとと思うところ

もたくさんあります。法テラスでは情報提供として、年間に犯罪被害者支援ダイヤルで約1万3000件、地方事務所でも同じくらいのお問合わせに対応しています。そうした機会に、ていねいな情報提供を行っていきたいと思います。

法教育も活動分野ですが、その中で、犯罪被害者について、多くの人びとの理解につながる取り組みをやっていかなければならないと思いました。

支援ネットワーク、連携については、全国の地方事務所が支援連絡協議会に参加し、各地の実際の活動を知ることによって、地方事務所で行っている情報提供において、自信をもって他機関や団体につないでいくということもしっかりとやっていかなければならないと思います。

関係機関をつないでいくパイプとしての役割が期待されていることにも応えていかなければいけません。

新たにストーカーやDV、児童虐待等の被害者に対しても法テラスとして役割を求められるようになってきています。今日いただいたご意見を踏まえて、さらに、私ども法テラスも、皆さまとの連携をさらに強化して、取り組んでまいりたいと思います。今後ともぜひご支援、ご協力をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。■

特 別 寄 稿

被害者支援における法テラス・弁護士の課題

慶應義塾大学法学部教授 太 田 達 也

犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等基本計画が成立してから10年余りが経過し、その間に様々な機関と領域において被害者支援の整備が進み、法テラスや弁護士会も被害者支援に大きな役割を果たすようになってきている。しかし、被害者のおかれている状況には依然として厳しいものがあり、その改善に向けて、なお多くの課題が残されている。

例えば、警察の犯給制度は拡充されつつも、被害者の損害補填を目的としたものではないため、損害回復に対する被害者のニーズは依然として高い。損害賠償命令制度により高額な賠償命令が多く出されているが、比較的長期の刑の執行を受ける受刑者から損害賠償が支払われることは殆どないと言われる。賠償命令手続において被害者も被告人も弁護士の援助を受けることは

できるが、それは賠償命令が出るまでの間で、その後、賠償を（分割で）履行し、被害者が賠償を受ける過程において弁護士が関わることは受刑者・被害者の何れにおいてもないと聞く。それでは損害回復の実現にはほど遠い。

また、被害者には、事件後の被害届や告訴、マスコミ対応、捜査手続への同行から、被害者参加、損害賠償命令など一連の過程で弁護士の助力が必要となる。しかし、現在、法テラスの被害者支援では、情報提供、精通弁護士紹介、日弁連の委託援助、国選被害者参加弁護士選定及び参加人旅費支給、民事法律扶助といった異なる仕組みと予算で対応が図られており、手続が複雑で、利便性を欠く。担当弁護士も、被害者の要望により、同一の弁護士が付くこともあろうが、そうでない場合も多いと推測される。一人の弁護士が

これらの業務の全てを担当することは難しいかもしれないが、被害者に手続的に負担のない仕組みが望まれる。

国選被害者参加弁護士の資力要件も、まだ見直しが必要である。効果的で、被害者に負担のない被害者参加とするためには弁護士の関与が必須であり、経済的に相当厳しい被害者に限らず、被害者が広く国選被害者参加弁護士の支援を受けることができるようにすべきである。

また、近年、各地において被害者支援条例や被害者支援計画などが策定されるなど、地方自治体における被害者支援の整備が進んでいる。しかし、施策の中味となると、自治体によって相当の格差があることから、自治体ならではの被害者支援の施策を整備する必要がある。弁護士会が自治体や民間団体と連携して無料の法律相談を実施しているところでは、利用件数も大幅に増加して成果を上げていることから、弁護士会と自治体との連携体制を整えることも課題である。

ストーカー被害者の保護も、法テラ

スの新しい業務として重要である。警告や禁止命令制度も活用されており、被害者にとって警察が一番の相談先であることは確かである。しかし、警察に相談や被害届を躊躇する被害者も少なくないことから、警察以外の相談機関も必要であり、法テラスや弁護士会もその一翼を担うことが求められている。また、弁護士は、ストーカー被害者の代理人として加害者に対し内容証明郵便で警告などを出すなど、被害者の保護に一定の成果を上げている。但し、弁護士自体が逆恨みされてストーカーから被害を受けるおそれもあるので、安全確保の体制も併せて検討する必要がある。

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授

専門は刑事政策、被害者学、アジア法。日本被害者学会理事、日本更生保護学会理事、最高検察庁刑事政策専門委員会参与、法務省矯正局矯正に関する政策研究会委員、法務省法務総合研究所研究評価検討委員会委員、被害者支援都民センター理事などを務める。

資料 特2 刑法犯 罪種別認知件数の推移

(内閣府「平成27年版犯罪被害者白書」)

罪 種 別	年 次	22	23	24	25	26
刑法犯総数		1,604,205	1,502,802	1,403,270	1,314,140	1,212,163
凶悪犯総数		7,625	7,064	7,068	6,757	6,453
殺人		1,067	1,052	1,032	938	1,054
強盗		4,052	3,698	3,693	3,324	3,056
放火		1,213	1,121	1,078	1,086	1,093
強姦		1,293	1,193	1,265	1,409	1,250
粗暴犯総数		63,833	61,913	67,362	66,494	65,814
凶器準備集合		6	6	6	12	10
暴行		29,639	29,325	31,862	31,545	32,372
傷害		26,647	25,928	28,058	27,864	26,653
うち) 傷害致死		115	131	104	111	92
脅迫		2,306	2,322	3,253	3,452	3,738
恐喝		5,235	4,332	4,183	3,621	3,041
窃盗犯総数		1,229,181	1,152,289	1,059,260	981,233	897,259
侵入盗		136,750	126,382	115,337	107,313	93,566
乗り物盗		474,343	443,140	397,835	376,244	352,045
非侵入盗		618,088	582,767	546,088	497,676	451,648
知能犯総数		44,559	40,903	40,260	43,141	46,027
詐欺		37,662	34,720	34,771	38,302	41,523
横領		1,772	1,711	1,765	1,714	1,723
偽造		5,011	4,369	3,601	3,020	2,665
うち) 通貨偽造		1,824	1,557	1,129	752	613
うち) 文書偽造		2,715	2,298	2,123	2,005	1,768
うち) 支払用カード偽造		265	347	127	99	162
うち) 有価証券偽造		126	105	119	100	76
汚職		83	74	65	63	63
うち) 賄賂		68	60	43	38	34
あつせん利得処罰法		—	1	1	1	—
背任		31	28	57	41	53
風俗犯総数		10,939	10,966	11,989	12,041	11,915
賭博		378	213	366	123	221
わいせつ		10,561	10,753	11,623	11,918	11,694
うち) 強制わいせつ		7,069	6,929	7,324	7,654	7,400
うち) 公然わいせつ		2,655	2,638	2,979	3,175	3,143
その他の刑法犯		248,068	229,667	217,331	204,474	184,695
うち) 占有離脱物横領		55,863	48,735	39,745	33,114	29,534
うち) 公務執行妨害		2,972	3,032	3,123	2,968	2,834
うち) 住居侵入		22,235	20,506	20,502	19,722	17,897
うち) 逮捕監禁		356	315	310	304	304
うち) 略取誘拐・人身売買		186	153	190	185	198
うち) 盗品		3,296	2,925	2,560	2,045	1,716
うち) 器物損壊等		158,521	149,542	145,651	140,809	126,818

(注) 平成22年～平成24年までの数値は、平成26年8月1日現在の統計等を基に作成している。

資料 特-3 特定罪種別 死傷別被害者数（平成25年）

（内閣府「平成27年版犯罪被害者白書」）

罪 種	総数		死者		重傷者 ^{注1)}		軽傷者	
		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑 法 犯 総 数 （ 交 通 業 過 を 除 く ）	33,399	11,287	819	315	3,021	905	29,559	10,067
殺 人 罪	892	377	342	176	226	85	324	116
嬰 児 殺	10	3	10	3	—	—	—	—
自殺関与・同意殺人罪	21	15	18	12	—	—	3	3
強 盗 殺 人 罪 ^{注2)}	34	15	20	10	8	2	6	3
強 盗 傷 人 罪	1,151	487	—	—	126	53	1,025	434
強 盗 強 姦 罪	10	10	—	—	—	—	10	10
放 火 罪	86	39	16	8	15	7	55	24
強 姦 罪	236	236	—	—	8	8	228	228
傷 害 罪	29,502	9,261	111	37	2,390	651	27,001	8,573
うち) 傷害致死罪 ^{注2)}	114	37	111	37	2	—	1	—
汚 職 罪	5	2	—	—	1	—	4	2
強 制 わ い せ つ 罪	472	470	3	3	15	15	454	452
危 険 運 転 致 死 傷 （ 交 通 業 過 を 除 く ）	—	—	—	—	—	—	—	—
過 失 傷 害 罪	270	147	—	—	54	28	216	119
過 失 致 死 罪	19	8	19	8	—	—	—	—
業務上等過失致死傷 （ 交 通 業 過 を 除 く ）	596	173	255	46	163	50	178	77
失 火 罪	19	9	10	5	—	—	9	4
激発物破裂・ガス等漏出罪	2	1	—	—	—	—	2	1
墮 胎 罪	—	—	—	—	—	—	—	—
往 来 妨 害 罪	2	—	—	—	—	—	2	—
遺 棄 罪	17	9	14	7	2	2	1	—
逮 捕 監 禁 罪	53	25	1	—	13	4	39	21
建 造 物 等 損 壊	1	—	—	—	—	—	1	—
決 闘 罪 二 関 ス ル 件	1	—	—	—	—	—	1	—
爆 発 物 取 締 罰 則	—	—	—	—	—	—	—	—
航空危険行為処罰法	—	—	—	—	—	—	—	—

（注1）重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。

（注2）強盗殺人罪及び傷害致死罪で負傷者があるのは、一つの事件で死者と負傷者のある場合の負傷者を計上したものである。

資料 特4 罪種別 被害者の年齢・性別認知件数（平成25年）

（内閣府「平成27年版犯罪被害者白書」）

被害者の年齢・性別			総数	人の被害の計		0歳～5歳		6歳～12歳	
罪 種					うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑法犯総数（交通業過を除く）			1,314,140	1,061,851	348,446	402	185	26,381	8,568
凶 悪 犯			6,757	6,263	3,291	41	14	105	86
殺 人			938	930	388	41	14	27	11
殺 人			880	880	364	29	9	25	10
嬰 児 殺			12	12	5	12	5	—	—
殺 人 予 備			24	16	4	—	—	—	—
自 殺 関 与			22	22	15	—	—	2	1
強 盗			3,324	3,097	1,285	—	—	9	6
強 盗 殺 人			31	31	13	—	—	—	—
強 盗 傷 人			1,098	1,098	475	—	—	—	—
強 盗 姦 淫			70	70	70	—	—	—	—
強 盗 ・ 準 強 盗			2,125	1,898	727	—	—	9	6
放 火			1,086	827	209	—	—	—	—
強 姦			1,409	1,409	1,409	—	—	69	69
粗 暴 犯			66,494	66,361	22,976	187	68	1,390	474
凶 器 準 備 集 合			12	—	—	—	—	—	—
暴 行			31,545	31,545	11,860	80	36	802	342
傷 害			27,864	27,864	8,958	105	31	443	103
うち) 傷 害 致 死			111	111	37	8	2	1	1
脅 迫			3,452	3,393	1,634	2	1	41	21
恐 喝			3,621	3,559	524	—	—	104	8
窃 盗 犯			981,233	789,494	255,069	—	—	22,928	6,636
侵 入 盗			107,313	85,115	22,384	—	—	12	8
乗 り 物 盗			376,244	369,171	128,652	—	—	17,691	4,815
非 侵 入 盗			497,676	335,208	104,033	—	—	5,225	1,813
知 能 犯			43,141	26,806	14,219	—	—	18	4
詐 欺			38,302	25,704	13,954	—	—	16	2
横 領			1,714	752	195	—	—	2	2
横 領			755	508	140	—	—	2	2
業 務 上 横 領			959	244	55	—	—	—	—
偽 造			3,020	320	63	—	—	—	—
通 貨 偽 造			752	175	39	—	—	—	—
文 書 偽 造			2,005	129	23	—	—	—	—
支 払 用 カード偽造			99	2	—	—	—	—	—
有 価 証 券 偽 造			100	8	—	—	—	—	—
印 章 偽 造			64	6	1	—	—	—	—
汚 職			63	21	7	—	—	—	—
うち) 賄 賂			38	—	—	—	—	—	—
あ っ せ ん 利 得 処 罰 法			1	—	—	—	—	—	—
背 任			41	9	—	—	—	—	—
風 俗 犯			12,041	8,884	8,602	61	49	1,191	1,085
賭 博			123	—	—	—	—	—	—
普 通 賭 博			46	—	—	—	—	—	—
常 習 賭 博			50	—	—	—	—	—	—
賭 博 開 張 等			27	—	—	—	—	—	—
わ い せ つ			11,918	8,884	8,602	61	49	1,191	1,085
うち) 強 制 わ い せ つ			7,654	7,654	7,446	60	48	1,056	955
うち) 公 然 わ い せ つ			3,175	1,230	1,156	1	1	135	130
そ の 他 の 刑 法 犯			204,474	164,043	44,289	113	54	749	283
うち) 占 有 離 脱 物 横 領			33,114	32,970	6,092	—	—	305	82
うち) 公 務 執 行 妨 害			2,968	2,904	121	—	—	—	—
うち) 住 居 侵 入			19,722	14,721	4,591	—	—	—	—
うち) 逮 捕 監 禁			304	304	145	2	1	7	4
うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買			185	185	138	32	14	62	47
うち) 盗 品 等			2,045	—	—	—	—	—	—
うち) 器 物 損 壊 等			140,809	110,022	32,301	5	2	319	123

（注）一つの事件で数人の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上してある。

13歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳		被害者の年齢・性別		
	うち) 女		うち) 女		うち) 女	罪 種		
173,216	61,540	112,695	43,915	89,831	32,188	刑法犯総数(交通業過を除く)		
821	641	989	700	647	386	凶 悪 犯		
35	17	49	18	46	13	殺		人
33	16	47	17	42	12	殺		人
—	—	—	—	—	—	嬰 児		殺
2	1	—	—	2	—	殺 人 予 備		与
—	—	2	1	2	1	自 殺 関		盗
296	137	488	240	394	174	強 盗 殺 傷		人
3	3	2	1	1	—	強 盗 傷		人
93	22	152	76	113	46	強 盗 強		姦
14	14	26	26	24	24	強 盗 強		盗
186	98	308	137	256	104	強 盗 ・ 準 強		火
3	—	12	2	17	9	放 火		姦
487	487	440	440	190	190	強 姦		犯
10,685	3,600	8,363	3,308	7,335	2,834	粗 暴 犯		
—	—	—	—	—	—	凶 器 準 備 集 合		行
4,512	2,174	4,015	1,832	3,532	1,475	暴 行		害
4,508	1,066	3,369	1,139	3,154	1,111	傷 害 致 死		迫
2	—	5	1	5	2	うち) 傷 害 致 死		喝
395	255	383	261	318	190	脅 迫		喝
1,270	105	596	76	331	58	恐 喝		犯
149,749	50,890	88,313	32,667	67,457	23,114	窃 盗 犯		
1,084	523	3,889	1,852	4,727	1,589	侵 入 盗		盗
125,622	41,571	51,394	18,386	30,262	10,219	乗 り 物 盗		盗
23,043	8,796	33,030	12,429	32,468	11,306	非 侵 入 盗		盗
531	270	1,331	709	1,428	638	知 能 犯		
491	260	1,273	693	1,350	611	詐 欺		領
30	7	48	14	61	22	横 領		領
28	6	46	13	56	21	横 領		領
2	1	2	1	5	1	業 務 上 横 領		造
7	2	8	1	13	3	偽 造		造
5	1	4	1	8	3	通 貨 偽 造		造
2	1	3	—	5	—	文 書 偽 造		造
—	—	—	—	—	—	支 払 用 カ ー ド 偽 造		造
—	—	1	—	—	—	有 価 証 券 偽 造		造
—	—	—	—	—	—	印 章 偽 造		職
3	1	2	1	4	2	汚 職		賂
—	—	—	—	—	—	うち) 賄 賂		法
—	—	—	—	—	—	あ っ せ ん 利 得 処 罰		任
—	—	—	—	—	—	背 任		犯
3,271	3,207	2,023	1,998	1,024	1,009	風 俗 犯		
—	—	—	—	—	—	賭 博		博
—	—	—	—	—	—	普 通 賭 博		博
—	—	—	—	—	—	常 習 賭 博		等
—	—	—	—	—	—	賭 博 開 張		等
3,271	3,207	2,023	1,998	1,024	1,009	わ い せ つ		
2,834	2,779	1,841	1,820	895	889	うち) 強 制 わ い せ つ		
437	428	182	178	129	120	うち) 公 然 わ い せ つ		
8,159	2,932	11,676	4,533	11,940	4,207	そ の 他 の 刑 法 犯		
4,714	1,517	3,461	1,181	1,833	600	うち) 占 有 離 脱 物 横 領		
6	1	239	21	563	25	うち) 公 務 執 行 妨 害		
252	206	971	690	866	462	うち) 住 居 侵 入		
84	37	69	40	33	20	うち) 逮 捕 監 禁		
63	57	11	8	8	8	うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買		
—	—	—	—	—	—	うち) 盗 品 等		
2,958	1,079	6,821	2,547	8,509	3,041	うち) 器 物 損 壊 等		

(内閣府「犯罪被害者白書」)

被害者の年齢・性別			30歳～39歳		40歳～49歳		50歳～59歳		60歳～64歳	
罪 種				うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑法犯総数（交通業過を除く）			166,606	50,891	161,940	49,410	116,573	32,514	61,263	17,408
凶 悪 犯			874	371	812	297	607	195	380	146
殺 人			124	40	147	55	112	32	69	29
殺 人			120	39	140	50	107	30	68	29
嬰 児			—	—	—	—	—	—	—	—
殺 人	予 備		4	1	3	2	2	—	1	—
自 殺	関 与		—	—	4	3	3	2	—	—
強 盗			546	171	473	160	329	123	207	87
強 盗	殺 人		3	2	4	—	5	1	5	1
強 盗	傷 害		210	72	175	66	124	52	78	42
強 盗	強 姦		4	4	2	2	—	—	—	—
強 盗	準 強 盗		329	93	292	92	200	70	124	44
放 火			61	17	140	30	147	21	100	26
強 姦			143	143	52	52	19	19	4	4
粗 暴 犯			12,783	4,635	11,392	3,889	6,684	1,878	2,816	695
凶 器 準 備 集 合			—	—	—	—	—	—	—	—
暴 行			6,224	2,282	5,562	1,824	3,223	843	1,379	327
傷 害			5,432	1,949	4,800	1,707	2,813	827	1,165	298
うち) 傷 害 致 死			6	3	15	4	15	3	6	—
脅 迫			703	325	667	277	408	154	178	50
恐 喝			424	79	363	81	240	54	94	20
窃 盗 犯			121,001	35,560	115,519	34,824	82,527	23,276	44,722	12,866
侵 入 盗			11,907	2,394	14,029	2,857	14,747	3,024	9,712	2,066
乗 り 物 盗			44,407	14,836	39,723	16,149	23,726	9,097	11,992	4,407
非 侵 入 盗			64,687	18,330	61,767	15,818	44,054	11,155	23,018	6,393
知 能 犯			3,195	1,176	3,525	1,220	2,915	1,029	1,909	929
詐 欺			3,020	1,132	3,301	1,182	2,706	997	1,826	912
横 領			132	38	143	26	124	21	58	11
横 領			94	30	97	21	70	13	34	7
業 務 上 横 領			38	8	46	5	54	8	24	4
偽 造			38	4	75	11	81	11	25	6
通 貨 偽 造			11	1	39	5	53	6	12	2
文 書 偽 造			23	3	33	5	23	5	11	4
支 払 用 力 ード 偽 造			—	—	1	—	1	—	—	—
有 価 証 券 偽 造			1	—	1	—	2	—	2	—
印 章 偽 造			3	—	1	1	2	—	—	—
汚 職			4	2	4	1	2	—	—	—
うち) 賄 賂			—	—	—	—	—	—	—	—
あ っ せ ん 利 得 処 罰 法			—	—	—	—	—	—	—	—
背 任			1	—	2	—	2	—	—	—
風 俗 犯			811	785	302	287	117	111	32	24
賭 博			—	—	—	—	—	—	—	—
普 通 賭 博			—	—	—	—	—	—	—	—
常 習 賭 博			—	—	—	—	—	—	—	—
賭 博 開 張 等			—	—	—	—	—	—	—	—
わ い せ つ			811	785	302	287	117	111	32	24
うち) 強 制 わ い せ つ			634	622	210	210	76	76	14	14
うち) 公 然 わ い せ つ			177	163	92	77	41	35	18	10
そ の 他 の 刑 法 犯			27,942	8,364	30,390	8,893	23,723	6,025	11,404	2,748
うち) 占 有 離 脱 物 横 領			2,192	800	1,818	764	1,242	529	555	208
うち) 公 務 執 行 妨 害			897	19	594	34	522	12	65	6
うち) 住 居 侵 入			2,127	599	2,664	649	2,728	512	1,384	272
うち) 逮 捕 監 禁			48	21	38	13	17	7	2	—
うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買			3	2	3	1	1	1	—	—
うち) 盗 品 等			—	—	—	—	—	—	—	—
うち) 器 物 損 壊 等			22,284	6,800	24,729	7,269	18,657	4,833	9,077	2,195

65歳～69歳		70歳以上		年齢不明	法人・団体	被害者なし	被害者の年齢・性別		
	うち) 女		うち) 女				罪 種		
49,911	15,785	87,227	36,042	15,806	244,969	7,320	刑法犯総数(交通業過を除く)		
325	123	662	332	—	436	58	凶 悪 犯		
71	33	209	126	—	—	8	殺 人		
68	31	201	121	—	—	—	殺 人		
—	—	—	—	—	—	—	殺 人		
—	—	2	—	—	—	8	殺 人		
3	2	6	5	—	—	—	殺 人		
130	47	225	140	—	217	10	強 盗		
2	—	6	5	—	—	—	強 盗		
42	24	111	75	—	—	—	強 盗		
—	—	—	—	—	—	—	強 盗		
86	23	108	60	—	217	10	強 盗		
120	39	227	65	—	219	40	放 火		
4	4	1	1	—	—	—	強 盗		
2,022	559	2,704	1,036	—	121	12	粗 暴 犯		
—	—	—	—	—	—	12	凶 器 準 備 集 合		
971	269	1,245	456	—	—	—	暴 行		
837	227	1,238	500	—	—	—	傷 害		
14	4	34	17	—	—	—	うち) 傷 害 致 死		
146	46	152	54	—	59	—	脅 迫		
68	17	69	26	—	62	—	恐 喝		
36,444	11,452	60,834	23,784	—	191,739	—	窃 盗 犯		
8,327	1,979	16,681	6,092	—	22,198	—	侵 入		
9,907	3,829	14,447	5,343	—	7,073	—	乗 り 物 盗		
18,210	5,644	29,706	12,349	—	162,468	—	非 侵 入 盗		
2,363	1,474	9,591	6,770	—	14,804	1,531	知 能 犯		
2,273	1,449	9,448	6,716	—	12,598	—	詐 欺		
65	19	89	35	—	962	—	横 領		
33	8	48	19	—	247	—	横 領		
32	11	41	16	—	715	—	業 務 上 横 領		
22	6	51	19	—	1,212	1,488	偽 造		
11	5	32	15	—	345	232	通 貨 偽 造		
10	1	19	4	—	730	1,146	文 書 偽 造		
—	—	—	—	—	59	38	支 払 用 カ ー ド 偽 造		
1	—	—	—	—	55	37	有 価 証 券 偽 造		
—	—	—	—	—	23	35	印 章 偽 造		
2	—	—	—	—	—	42	汚 職		
—	—	—	—	—	—	38	うち) 賄 賂		
—	—	—	—	—	—	1	あ っ せ ん 利 得 処 罰 法		
1	—	3	—	—	32	—	背 任		
19	17	33	30	—	—	3,157	風 俗 犯		
—	—	—	—	—	—	123	賭 博		
—	—	—	—	—	—	46	普 通 賭 博		
—	—	—	—	—	—	50	常 習 賭 博		
—	—	—	—	—	—	27	賭 博 開 張 等		
19	17	33	30	—	—	3,034	わ い せ つ		
11	10	23	23	—	—	—	うち) 強 制 わ い せ つ		
8	7	10	7	—	—	1,945	うち) 公 然 わ い せ つ		
8,738	2,160	13,403	4,090	15,806	37,869	2,562	そ の 他 の 刑 法 犯		
425	180	619	231	15,806	144	—	うち) 占 有 離 脱 物 横 領		
12	—	6	3	—	35	29	うち) 公 務 執 行 妨 害		
1,212	279	2,517	922	—	5,001	—	うち) 住 居 侵 入		
3	1	1	1	—	—	—	うち) 逮 捕 監 禁		
2	—	—	—	—	—	—	うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買		
—	—	—	—	—	87	1,958	うち) 盗 品 等		
6,833	1,638	9,830	2,774	—	30,787	—	うち) 器 物 損 壊 等		

資料 特5 交通事故発生状況の推移

(内閣府「平成27年版犯罪被害者白書」)

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
		指数		指数		指数		指数		指数
発生件数 (件)	725,903	101	692,056	96	665,138	93	629,021	88	573,842	80
死亡事故 (件)	4,783	30	4,532	29	4,280	27	4,278	27	4,013	25
死者数 (人)	4,922	29	4,663	28	4,411	26	4,373	26	4,113	25
負傷者数 (人)	896,294	91	854,610	87	825,396	84	781,494	80	711,374	73
重傷者数 (人)	51,537	41	48,663	38	46,665	37	44,547	35	41,658	33
軽傷者数 (人)	844,757	99	805,947	94	778,731	91	736,947	86	669,716	78
厚生統計の死者数 (人) (1年未満)	7,065	33	6,593	31	6,277	29	5,914	27		

(注1) 指数は、発生件数718,080件、死亡事故15,801件、死者数16,765人、負傷者数981,096人、重傷者数126,715人、軽傷者数854,381人、厚生統計死者数21,535人であった昭和45年を100とした値である。

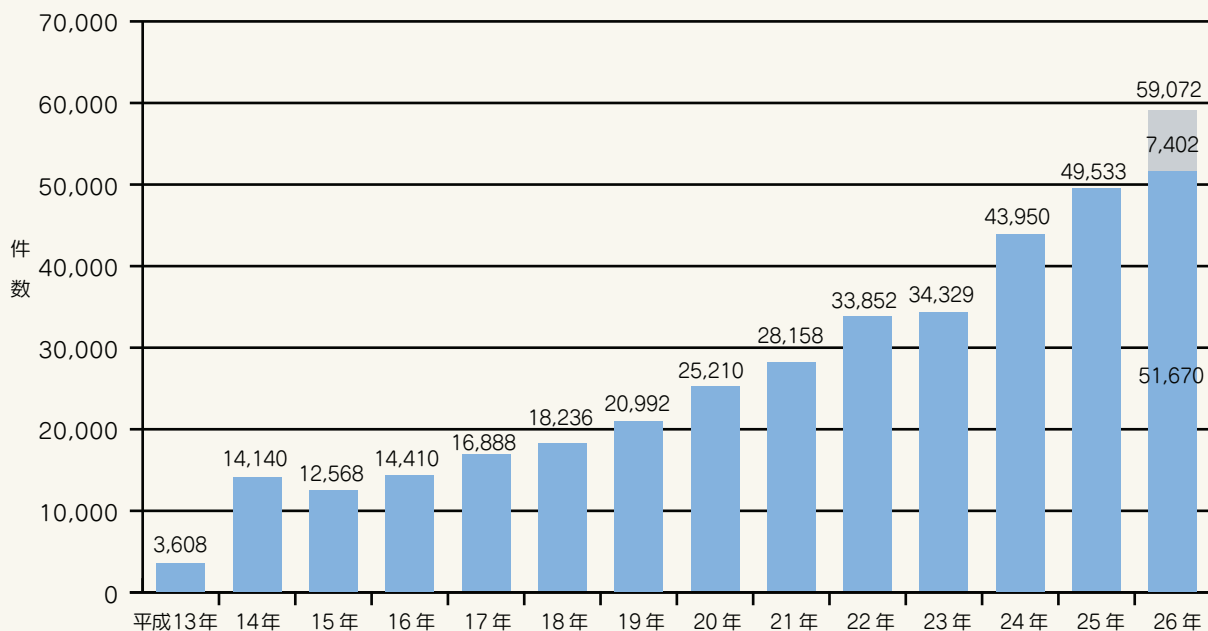
(注2) 「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1か月(30日)以上の治療を要する場合をいう。

(注3) 「軽傷」とは、交通事故によって負傷し、1か月(30日)未満の治療を要する場合をいう。

(注4) 厚生統計の死者は、厚生労働省統計資料「人口動態統計」による。この場合の交通事故死者数は、当該年に死亡した者のうち原死因が交通事故によるもの(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く)をいう。厚生統計は、平成6年までは、自動車事故とされた者の数を計上しており、平成7年以降は、陸上の交通事故とされた者から鉄道員等明らかに道路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している。

資料 特6 配偶者からの暴力事案等の認知状況

(警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」)



(注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

(注2) 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日(10月13日)以降の認知件数

(注3) 法改正に伴い、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上

(注4) 法改正に伴い、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

※ 法改正に伴う認知件数(生活の本拠を共にする交際をする関係)7,402件

資料 特-7 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

(警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
検挙件数	—	—	4,207	4,405	6,992

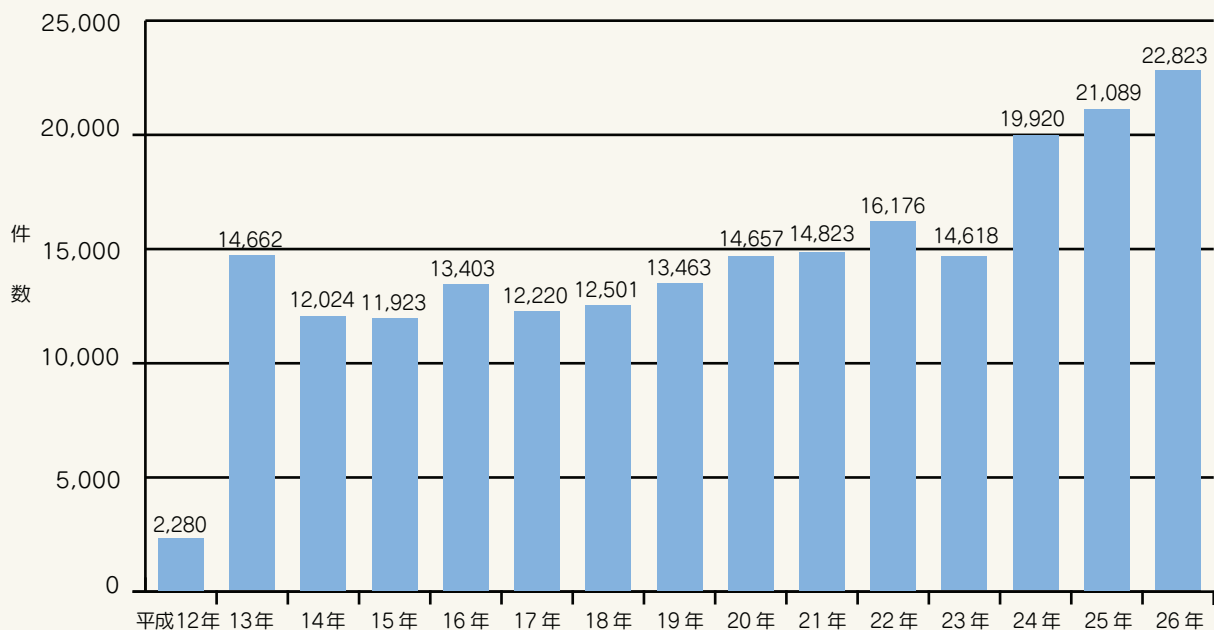
罪種別内訳

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
刑法・特別法検挙	2,346	2,424	4,103	4,300	6,875
殺人（未遂を含む）	49	46	55	61	102
傷害致死	2	0	3	1	1
傷害	1,170	1,142	1,942	1,999	2,890
暴行	848	975	1,609	1,771	3,202
脅迫	35	27	121	97	144
強姦	0	0	1	2	4
強制わいせつ	2	1	2	1	4
住居侵入	38	32	49	44	58
逮捕監禁	7	13	9	7	27
器物損壊	54	56	89	90	100
名誉毀損	2	1	3	5	1
暴力行為処罰法違反	45	40	81	77	164
銃刀法違反	33	27	32	31	29
ストーカー規制法違反	0	0	1	1	0
その他	61	64	106	113	149
保護命令違反検挙	86	72	121	110	120

(注) 検挙件数は、刑法、特別法、配偶者暴力防止法（保護命令違反）いずれかの罰則を適用して検挙した件数

資料 特-8 ストーカー事案の認知状況

(警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」)



(注1) 執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

(注2) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の認知件数

資料 特9 ストーカー事案の検挙状況

(警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
検挙件数	—	—	1,773	1,889	2,473

罪種別内訳

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
刑法・特別法検挙	877	786	1,504	1,574	1,917
殺人（未遂を含む）	7	7	3	15	14
傷害	160	120	243	227	213
暴行	73	62	141	153	179
脅迫	106	90	277	286	465
強要	14	17	23	34	62
恐喝	17	6	26	22	35
逮捕監禁	22	18	18	20	26
強姦	8	6	9	8	14
強制わいせつ	12	10	17	29	27
窃盗	35	34	46	48	89
住居侵入	147	125	270	263	309
器物損壊	93	91	160	147	155
名誉毀損	17	20	30	22	33
業務妨害	5	1	1	6	3
暴力行為処罰法	11	13	27	34	30
銃刀法	33	39	49	57	64
軽犯罪法	27	29	37	33	34
迷惑防止条例	31	41	48	69	60
その他	59	57	79	101	105
ストーカー規制法違反検挙	229	205	351	402	613
ストーカー行為罪	220	197	340	392	598
禁止命令等違反	9	8	11	10	15

(注1) 検挙件数は、刑法、特別法、ストーカー規制法いずれかの罰則を適用して検挙した件数

(注2) 刑法・特別法検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、最も法定刑が重い罪名で計上
- ・発生した事件を検挙した後、当該事案がストーカー事案であることが判明したものも含む。
- ・未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、放火、強盗、不正アクセス禁止法違反 等

(注3) ストーカー規制法違反検挙は、同法違反で検挙した件数すべてを計上